

## 指定管理者候補者の選定結果について

新潟市こども未来部こども家庭課所管の新潟市母子生活支援施設ふじみ苑について、令和5年9月4日より指定管理者を公募しておりましたが、以下のとおり候補者を選定しました。

施設名	新潟市母子生活支援施設 ふじみ苑	区分	公募
所在地	新潟市東区		
施設の概要	新潟市母子生活支援施設ふじみ苑は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的として平成12年11月に設置された施設である。施設は、居室18室、一時保護室2室、相談室、多目的ホール等を有している。		
指定管理者申請者 評価会議	委員 内山 智絵 (公認会計士) 委員 小柳 新一 (社会保険労務士) 委員 藤瀬 竜子 (新潟青陵大学福祉心理子ども学部 教授) 委員 名塚 睦子 (一般社団法人新潟県母子寡婦福祉連合会 事務局長) 委員 齋藤 奈穂 (新潟県中央福祉相談センター保護・支援課 課長)		
指定管理者 (候補者)	社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会 代表者 会長 井浦 正弘 住 所 新潟市中央区八千代1丁目3番1号		
指定期間 (予定)	令和6年4月1日～令和11年3月31日		
選定理由	指定管理者候補者の選定にあたっては、応募が1団体であったため、新潟市母子生活支援施設指定管理者申請者評価会議において、上記応募者から提出を受けた事業計画書等の資料を基に、事業計画、事業提案、収支計画等について選定基準に基づき評価を行った。 その後、評価会議における評価結果を参考に検討した結果、上記応募者は指定管理者としての業務遂行能力を有するとして、指定管理者候補者に選定することとした。なお、候補者選定の参考とした評価会議における評価結果は別表のとおりである。		
現在の指定管理状況 との主な 変更点	関係機関と密に連携しながら、入所中から退所後の支援まで入所者の状況に応じた対応を行ってきた。「子どもの最善の利益」を基本方針として、引き続き入所者への支援を行うとともに、職員を増員し退所後のアフターケアに重点的に取り組む計画である。これまでの切れ目ない総合的な支援の更なる拡充を期待する。		
スケジュール	第1回評価会議 8月28日 ※仕様書・選定基準・目標管理型評価項目の決定 募集要項等配布 9月4日～15日 募集説明会 9月20日 質問受付 9月20日～27日 申請受付 9月20日～10月13日 第2回評価会議 10月20日 今後、市議会での審議・議決を経て、指定管理者に指定される。		
所管部署 (問い合わせ先)	こども未来部 こども家庭課 給付管理係 TEL: 025-226-1201 (直通) E-mail: kodomo.k@city.niigata.lg.jp		

【参考】現指定管理期間の評価（平成31年4月～令和6年3月）

指定管理者	社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会
総評	入所中から退所後の支援まで入所者の状況に応じた指導方法を工夫するなど丁寧な対応と自立につながる支援に努めている。また、関係機関と密に連携することで母子が抱える困難な課題の解決に努めている。指定管理者として優良と評価する。

別表（評価結果）

選定基準	評価項目	配点	候補者
基本方針	施設運営にあたっての理念及び基本方針	10点	8.0
	施設運営の具体的内容	10点	8.0
運営組織	職員配置の考え方と勤務体制、資格要件	5点	3.8
	職員の資質向上、育成についての考え方及び内容	5点	3.6
運営についての提案	入所者の日常生活支援についての考え方及び内容	10点	7.6
	入所者の自立促進についての考え方及び内容	10点	7.6
	要望・苦情に対する対応及び方法	10点	8.0
	退所者への支援方法及び内容	10点	7.4
危機管理	事故防止、防災に対する考え方と対処方法	5点	4.0
	事故、災害、緊急時の対応及び体制とセキュリティ対策	5点	3.8
	個人情報保護の方針及び方法	5点	4.0
施設維持管理	施設管理に関する考え方及び内容	5点	3.4
	環境への配慮	5点	3.2
	経費の効果的な活用	5点	3.4
合計		100点	75.8

※点数は、評価会議の委員5名の平均

新潟市母子生活支援施設（ふじみ苑）指定管理者事業計画書<概要版>

項 目	内 容
1 団 体 名	社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会
2 団 体 の 概 要	所 在 地 新潟市中央区八千代1-3-1
	代 表 者 会長 井浦 正弘
	職 員 数 1,591名（令和5年10月13日現在）
	設 立 年 月 日 昭和31年3月29日 主 な 業 務 内 容 地域・在宅福祉活動の推進 福祉教育の推進
3 基 本 方 針	<p><b>○理 念</b> 子育てが困難な状況にある母子世帯や事実上の母子世帯の母親とその子どもを入所させて保護するとともに、様々な支援を通してその自立を促進する。 母子は、DVはじめ多くの課題を抱えており、長期かつ総合的な支援を必要としているため、母子の立場を尊重して信頼関係を構築し、ともに課題を解決する視点を持って支援することを理念としている。</p> <p><b>○基本方針</b> (1) 児童福祉法に基づく施設として、「子どもの最善の利益」を念頭に支援を行う。 (2) 母子の希望や意志を尊重し、あたたかく、寄り添う立場で支援する。 (3) 母子が共に生活できる施設の特徴を生かし、生活に密着した支援を行う。 (4) 母子の退所後の地域での生活も含めた、息の長い支援を行う。 (5) 様々なニーズに対応するため、職員のスキルを向上させるとともにチームとして統一した支援を行う。 (6) 入所者が心から安心でき、安全に暮らせるようマニュアル、環境を整える。 (7) 関係機関との連携を重視し、協働して支援の充実を図る。 (8) 入所者、及び第三者による評価を運営に生かす。</p>
4 運 営 組 織	<p><b>○職員配置の考え方と勤務体制、資格要件</b> 施設長、母子支援員3名、少年指導員3名 ※いずれも常勤で既定の資格要件を満たす職員を配置。</p> <p><b>○職員の資質向上、育成の考え方</b> 当社会福祉協議会では、人材育成基本方針を制定し、在籍する職員一人ひとりが大切な財産であることを念頭においた上で、求める人材像の実現を目指し、方針を掲げて取り組みます。</p>
5 運 営 に つ い て の 提 案	<p><b>○入所者の日常生活支援についての考え方及び内容</b> 「子どもの最善の利益」を念頭に、生育歴や心身の状態を考慮し、相談支援や基本的な生活習慣の確立や状況に合わせた支援を行います。また、必要に応じて、レスパイトのための補助保育や医療機関への同行等を行います。一人ひとりの子どもが豊かな子ども期を過ごせるよう、施設での体験的活動を提供します。</p> <p><b>○入所者の自立促進についての考え方及び内容</b> 児童福祉法に基づき、職員は母親と一緒に子ども達を健全に育てていくという姿勢を大切に、就労等を通しての経済的自立、将来の目標に向け主体性を持てる精神的自立、社会のルールを守り、社会参加していく社会的自立を基本として、入所者の自立促進を行います。</p> <p><b>○要望・苦情に対する対応及び方法</b> (1) 要望や苦情については、意見箱の設置・アンケート等の実施により積極的に意見を聞き、取り入れるべき内容については事業に具体的に反映させていきます。 (2) 当社会福祉協議会では社会福祉法第82条の規定により第三者委員会を設置するなど、入所者からの苦情など適切に対応するための体制を整備し、当社会福祉協議会ホームページ上でも苦情窓口を案内しています。</p> <p><b>○退所者への支援方法及び内容</b> 退所者をつながること、支援につなげること、途切れないことを念頭に、電話や来訪、訪問相談に応じ、行政や病院等への同行支援、学習支援、食材提供、施設行事案内を行います。職員と関係の構築を図り、地域で安定した生活を見守ります。</p>

<p>6 危機管理</p>	<p>○<b>事故防止、防災に対する考え方と対処方法</b> 『危機管理マニュアル』を整備し年間計画に基づき点検・訓練を実施する。また、日頃からヒヤリハット事例の収集と分析を行う。</p> <p>○<b>事故、災害、緊急時の対応およびセキュリティ対策</b> ・危機管理マニュアルを状況別に文書化・図式化している。 ・機械警備等を活用し、迅速な危険の発見と対応を実践。 ・セキュリティについて、部外者の出入りを職員が確認するとともに、防犯カメラを設置している。また、警備保障会社と契約して、緊急の事態に備えている。</p> <p>○<b>個人情報保護の方針及び方法</b> 当社会福祉協議会では、個人情報の保護における規定を整備し、全職員を対象に年1回の研修や職員会議等を通じて周知に努め、個人情報の保護、およびコンプライアンスの重要性を全職員が認識し、これを遵守することを徹底する。</p>																																
<p>7 施設維持管理</p>	<p>○<b>施設管理に関する考え方及び内容</b> 施設内外の環境美化に努め、施設が生活の場として快適なものとなるよう配慮する。また、施設を安心して使用できるよう、各設備機器について、必要な日常点検、定期点検、法令点検を実施し、不具合を発見した場合は速やかに市に報告する。</p> <p>○<b>環境への配慮</b> 「新潟市地球温暖化対策実行計画」に基づき、事業者としての役割を認識し、環境保全への取り組みを実践する。</p> <p>○<b>経費削減の取り組み</b> 経費の執行については、常にコストを意識した取り組みを行い、削減に努める。</p>																																
<p>8 支出計画</p>	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">&lt;参考&gt;令和4年度収支報告</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>■収入</b></td> <td colspan="2"><b>■収入</b></td> </tr> <tr> <td>指定管理料</td> <td style="text-align: right;">33,600 千円</td> <td>指定管理料</td> <td style="text-align: right;">32,687 千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>■支出</b></td> <td colspan="2"><b>■支出</b></td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td style="text-align: right;">22,279 千円</td> <td>人件費</td> <td style="text-align: right;">21,832 千円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td style="text-align: right;">53 千円</td> <td>事務費</td> <td style="text-align: right;">45 千円</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td style="text-align: right;">11,268 千円</td> <td>事業費</td> <td style="text-align: right;">10,810 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">計 33,600 千円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">計 32,687 千円</td> </tr> </table>	<参考>令和4年度収支報告				<b>■収入</b>		<b>■収入</b>		指定管理料	33,600 千円	指定管理料	32,687 千円	<b>■支出</b>		<b>■支出</b>		人件費	22,279 千円	人件費	21,832 千円	事務費	53 千円	事務費	45 千円	事業費	11,268 千円	事業費	10,810 千円		計 33,600 千円		計 32,687 千円
<参考>令和4年度収支報告																																	
<b>■収入</b>		<b>■収入</b>																															
指定管理料	33,600 千円	指定管理料	32,687 千円																														
<b>■支出</b>		<b>■支出</b>																															
人件費	22,279 千円	人件費	21,832 千円																														
事務費	53 千円	事務費	45 千円																														
事業費	11,268 千円	事業費	10,810 千円																														
	計 33,600 千円		計 32,687 千円																														